

## 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和5年10月5日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎

### 1 選挙長

徳島県徳島市 小島 周一郎

### 2 選挙長職務代理者

徳島県徳島市 大野 文哉